平成２８年度愛媛県ＮＰＯ法人活動助成事業
【協働事業助成】の募集について

県では、地域の課題に主体的に取り組むＮＰＯ法人の継続的かつ安定的な活動を支援するとともに、ＮＰＯ活動の更なる活性化を促進するため、県民や企業・団体等からの寄附を原資とする「あったか愛媛ＮＰＯ応援基金」を活用し、ＮＰＯ法人に対する助成を行っています。

このたび、28年度において**ＮＰＯ法人が多様な主体と協働して課題解決に取り組む活動を助成する「テーマ型協働事業助成」及び「一般型協働事業助成」**を、次のとおり募集します。

なお、事業等の詳細については、愛媛ボランティアネットに掲載している事業実施要領、補助金交付要綱等をご覧いただくか、当課までお尋ねください。

１　助成内容

名称	助成内容	助成金額	助成団体数
テーマ型 協働事業助成	助成対象となる団体が、提示テーマについて、多様な主体と協働して実施する事業を助成	500 千円以内 ／１団体	おおむね ２団体
一般型 協働事業助成	助成対象となる団体が、多様な主体と協働して実施する事業を助成	500 千円以内 ／１団体	おおむね ２団体

※１　このほかに、団体の管理又は事業活動に要する経費を助成する「団体支援助成」（250千円以内の助成）があります。（７月頃の募集開始を予定）

※２　同一年度内に協働事業助成と団体支援助成の補助金を重複して受けることはできません。

【多様な主体】

ＮＰＯ法人のほか、ボランティア団体、町内会や自治会等の地縁組織、企業、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協働組合、行政など、地域課題の解決に対して関心と熱意を有し、地域づくりの担い手となり得る様々な主体をいいます。

２　対象団体

（１）応募することができる団体は、あったか愛媛ＮＰＯ応援基金団体登録要綱第４条に基づき予め登録の決定を受けた団体です。基金への登録団体申請がお済みでない場合は、事前に登録手続きを行ってください。

（２）県から他の補助金（例えば、愛媛県「三浦保」愛基金からの補助金等）を得ている団体を除きます。

【登録団体の要件】

愛媛県内に主たる事務所があり、愛媛県で活動を行っているＮＰＯ法人であることなどの要件があります。詳細は、愛媛ボランティアネットをご覧いただくか、当課までお尋ねください。

３　補助対象活動

補助金の交付の対象となる事業は、**ＮＰＯ法人と多様な主体との協働事業**であって、次に掲げるいずれの要件にも該当する活動です。

①　営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動

② 新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動

4 補助対象活動実施期間　　交付決定の日から平成２９年３月１５日まで

5 補助対象経費　　補助対象経費は、別表「補助対象経費」のとおりです。

6 審査方法

民間の委員及び県職員で構成する「えひめ地域協働推進事業選考委員会」において、**公開プレゼンテーションを実施したうえで選考し、**その結果を基に知事が補助先を決定します。（プレゼンテーション等の詳細については、別途お知らせします。）

なお、テーマ型協働事業助成については、選考委員会に先立ち、テーマを提示した課から意見を徴することになっています。

〔審査のポイント〕

審査項目	審　査　の　内　容
公益性	地域社会にとって必要性が高い活動に取り組み、新たな公的サービスの担い手として積極的に活動している団体であること。
適格性	補助対象活動の実施体制が十分整備され、実行性が認められる団体であること。
協働の必要性と効果	現状の課題等を認識しており、協働により事業を効果的に実施し、具体的な成果が期待できること。
事業の実現性	課題の解決に向け、効率的な事業計画が立てられ、各主体の役割が明確かつ妥当にされていること。

7 提出書類

①愛媛県ＮＰＯ法人活動助成事業申込書（別紙１）
②事業計画書（別紙２）
③収支予算書（別紙３）
④企画提案書（別紙４）

※　提出書類の様式は、愛媛ボランティアネットからダウンロードできます。
※　提出された書類は、担当者の連絡先などの個人情報に関する部分を除き、原則、公開させていただきます。

8 募集期間

平成２８年４月１５日(金)から６月６日（月）（必着）

9 提出先

愛媛県 県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課　県民協働グループ
（直接持参される場合は、県庁第二別館２階の北側です。）
〒790-8570　松山市一番町四丁目４番地２
TEL.089-912-2305　FAX.089-912-2444
E-mail：danjokyodo@pref.ehime.jp
◇愛媛ボランティアネット　　http://nv.pref.ehime.jp/atakahtml/

（別表）

【テーマ型及び一般型協働事業助成】

補　助　対　象　経　費

◎　補助対象経費は、原則として次の費目の欄に掲げる経費で、事業実施のために直接必要となるものです。

費　　目	経費の具体例
賃　　金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報 償 費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入　等
旅　　費	研修会等の講師招へい、先進地視察・研修会参加のための旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料　等
役 務 費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料　等
使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料　等
そ の 他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

・事業の実施に伴う一般管理費については、補助金額の 10%以内（５万円以内）とします。

・領収書がない等、使途が不明なものについては補助の対象になりません。（実績報告時には、領収書の写しの添付が必要となります。）

・上記にかかわらず、以下の経費は、補助対象経費から除きます。

（・役員報酬に要する経費
・土地の購入に要する経費
・資格の取得に要する経費
・販売を目的としたものに係る経費）

・経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外のものでも補助対象経費となるものもあります。（詳しくは、お問い合わせください。）